(二)

法第三十五条の規定が適用される建築物	各階平面図	令第百十六条の二第一項に規定する窓その他の開口部の面積
		令第百十六条の二第一項第二号に規定する窓その他の開口部の開放できる部分の面積
	消火設備の構造詳細図	消火栓、スプリンクラー、貯水槽その他の消火設備の構造
令第五章第二節の規定が適用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置
		耐力壁及び非耐力壁の位置
		防火区画の位置及び面積
		階段の配置及び構造
		階段室、バルコニー及び付室の開口部、窓及び出入口の構造及び面積
		歩行距離
		廊下の幅
		避難階段及び特別避難階段に通ずる出入口の幅
		物品販売業を営む店舗の避難階に設ける屋外への出口の幅
		令第百十八条に規定する出口の戸
		令第百二十五条の二第一項に規定する施錠装置の構造
		令第百二十六条第一項に規定する手すり壁、さく又は金網の位置及び高さ
	二面以上の断面図	直通階段の構造
	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法

(二)

法第三十五条の規定が適用される建築物	各階平面図	令第百十六条の二第一項に規定する窓その他の開口部の面積
		令第百十六条の二第一項第二号に規定する窓その他の開口部の開放できる部分の面積
	消火設備の構造詳細図	消火栓、スプリンクラー、貯水槽その他の消火設備の構造
令第五章第二節の規定が適用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置
		耐力壁及び非耐力壁の位置
		防火区画の位置及び面積
		階段の配置及び構造
		階段室、バルコニー及び付室の開口部、窓及び出入口の構造及び面積
		歩行距離
		廊下の幅
		避難階段及び特別避難階段に通ずる出入口の幅
		物品販売業を営む店舗の避難階に設ける屋外への出口の幅
		令第百十八条に規定する出口の戸
		令第百二十五条の二第一項に規定する施錠装置の構造
		令第百二十六条第一項に規定する手すり壁、さく又は金網の位置及び高さ
	二面以上の断面図	直通階段の構造
	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法